

三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県介護従事者確保事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保健局長通知)、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。)及び医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第239号)に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項の規定に基づく、三重県計画(以下「県計画」という。)に定める介護従事者の確保に関する事業の実施に要する経費を補助することにより、介護従事者を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、県計画に定める別表に掲げる介護従事者の確保に関する事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第7欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額に第8欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(5) 補助金と事業に係る関係書類等の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、当該事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(6) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。

(9) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第11号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部、又は一部を県に納付させることがある。

(11) その他知事が必要と定めた事項。

（交付申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度知事が別に定める期日までに行うものとする。ただし、介護ロボット導入支援事業の交付申請については第12号様式、ICT導入支援事業の交付申請については第13号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度知事が別に定める期日までに行うものとする。

（補助金の着手時期）

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた

場合はこの限りではない。

- 2 前号のただし書きにより補助金を受けようとする場合は、第6条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（別紙4）を添付するものとする。

（交付の決定）

第8条 交付規則第4条第1項の規定による通知は、第6条による交付申請が適当と認める場合、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（変更申請手続）

第9条 この補助金の交付決定後において、事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）には、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する「軽微な変更」とは、1事業あたりの交付決定額の20パーセント未満の減とし、事業間の経費の配分変更がなく、補助の目的や事業内容に変更を生じない場合とする。
- 3 知事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、事業変更承認及び補助金の交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（中止・廃止申請手続）

第10条 この補助金の交付決定後、事情の変更により事業の中止、廃止を行う場合は、事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げの時期）

第11条 交付規則第7条の規定による交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知の受領のあった日から起算して15日以内に行うものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況の報告や関係書類の提出を行わなければならない。

- 2 交付規則第10条の規定による状況報告書は、第6号様式に關係書類を添えて補助事業年度の12月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

（補助金の支払い）

第13条 補助事業者は補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により、概算払を受けた場合は、当該事業完了

後、すみやかに概算払精算書（第10号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 交付規則第12条の規定による実績報告は、事業完了後1か月以内又は、翌年度の4月10日（第10条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）のいずれか早い日までに第8号様式による事業実績報告書に關係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。ただし、介護ロボット導入支援事業の交付申請については第14号様式、ICT導入支援事業の交付申請については第15号様式による事業実績報告書に關係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第15条 交付規則第13条の規定による額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

（その他）

第17条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第14条に定める算定方法または手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要領は、平成27年8月10日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成28年8月9日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成29年6月21日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成29年9月11日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成30年8月28日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和元年7月29日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和元年12月9日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和2年9月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和2年12月28日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和3年7月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	知事が必要と認めた額	県内の養成施設、職能団体、介護事業所、事業者団体等	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	成年後見制度理解促進事業	知事が必要と認めた額	県内の市町	成年後見制度理解促進事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	介護施設への潜在看護師発掘研修支援事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	介護施設への潜在看護師発掘研修支援事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	介護技術コンテスト	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	介護技術コンテストに必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	地域住民への介護に係る基礎的研修	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	地域住民への介護に係る基礎的研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	小規模介護事業所の理解促進事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	小規模介護事業所の理解促進事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	ボランティア発掘育成支援事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	ボランティア発掘育成支援事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野の拡大」	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	住民主体の自助・互助力を高める体操指導士養成事業	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	住民主体の自助・互助力を高める体操指導士養成事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	参入促進のための研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業	知事が必要と認めた額	県内の市町	介護未経験者に対する研修支援事業に必要な負担金	2/3	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	松阪市潜在専門職トレーニングプロジェクト	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	松阪市潜在専門職トレーニングプロジェクトに必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	認知症専門職育成と小規模事業所への就労支援・マッチング事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	認知症専門職育成と小規模事業所への就労支援・マッチング事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	介護に関する入門的研修等の実施からマッチングまでの一体的支援事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	介護に関する入門的研修等の実施からマッチングまでの一体的支援事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	介護助手導入支援事業	1事業所につき20万円が上限	県内の介護事業所等	介護助手導入支援事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	10/10	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	知事が必要と認めた額	県内の養成施設	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護職員キャリアアップ研修支援事業	知事が必要と認めた額	県内の職能団体、養成施設、介護事業所等	介護職員キャリアアップ研修支援事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護職員キャリアアップ研修支援事業(研修受講料の補助)	実務者研修15万円 喀痰吸引等研修7万円 認知症研修5万円 三重県介護福祉士会が行う「生活支援のための運動学」「生活支援のためのリハビリテーションの知	県内の介護事業所等	介護職員のキャリアアップ研修支援事業に必要な負担金(テキスト代を含む(任意購入のものは含まない)) ※ 他制度で助成を受けている場合は、補助対象外	1/2	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料 研修の受講修了を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
				識」「疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅰ」の科目に対し、1日あたり1万5千円					
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護支援専門員スーパーバイザー派遣事業	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	介護支援専門員スーパーバイザー派遣事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	チームリーダーのためのマネジメント研修	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	チームリーダーのためのマネジメント研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	小規模事業所の介護職員に対する介護技術等再確認研修	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	小規模事業所の介護職員に対する介護技術等再確認研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	認知症対応型ケアプラン、アセスメント能力向上推進事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	認知症対応型ケアプラン、アセスメント能力向上推進事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	地域での医療的ケアの充実と病気の重症化予防研修	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	地域での医療的ケアの充実と病気の重症化予防研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	マネジメントスタンダードプログラム for kaigo(MSP-K)	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	マネジメントスタンダードプログラム for kaigo(MSP-K)に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	職員定着のための職場内キャリアアップ体制構築研修	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	職員定着のための職場内キャリアアップ体制構築研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	小規模介護現場で従事する介護職員の合同介護技術向上研修会	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	小規模介護現場で従事する介護職員の合同介護技術向上研修会に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	介護施設、介護事業所への出前研修事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	介護施設、介護事業所への出前研修事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	小規模事業所への出前研修事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	小規模事業所への出前研修事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	キャリアアップ研修の支援	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	高齢者住まい看取り研修	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体	高齢者住まい看取り研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	研修代替要員の確保支援	各種研修にかかる代替要員の確保対策事業	各種研修にかかる代替要員の確保対策事業	知事が必要と認めた額	県内の介護事業所等	<p>現任職員の研修受講期間中の代替要員の賃金、社会保険料、通勤手当、派遣料</p> <p>・給与は時給1,000円、日給8,000円を上限</p> <p>・通勤手当は1日あたり1,010円を上限</p> <p>※ 対象となる研修 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、喀痰吸引等研修（基本研修部分のみ）、認知症ケアに携わる研修</p> <p>※ 現任職員が兼務により、代替要員となる場合の人件費は、補助対象外</p>	1/2	<p>別紙1</p> <p>別紙2</p> <p>別紙3</p> <p>歳入歳出予算書</p> <p>その他参考となる資料</p>	<p>別紙2</p> <p>別紙6</p> <p>歳入歳出決算書</p> <p>支払いを証明する書類</p> <p>その他参考となる資料</p>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	地域包括ケアシステム構築人材養成研修	知事が必要と認めた額	三重県社会福祉協議会、県内の職能団体	地域包括ケアシステム構築人材養成研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	地域包括支援センター機能強化推進事業（リハビリテーション情報センター事業）	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	地域包括支援センター機能強化推進事業（リハビリテーション情報センター事業）に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	地域包括ケアの深化と地域共生社会構築推進研修	知事が必要と認めた額	三重県社会福祉協議会	地域包括ケアの深化と地域共生社会構築推進研修に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	看護職の相談支援力強化による生活コーディネーター育成事業	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	看護職の相談支援力強化による生活コーディネーター育成事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	権利擁護人材育成事業	権利擁護人材育成事業	知事が必要と認めた額	三重県社会福祉協議会、県内の市町、職能団体	権利擁護人材育成事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	介護予防の推進に資するOT、PT、ST、指導者育成事業	リハビリテーション専門職を対象とした人材育成研修(地域の在宅療養者の摂食・嚥下研修)	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	リハビリテーション専門職を対象とした人材育成研修(地域の在宅療養者の摂食・嚥下研修)に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
資質の向上	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	介護予防の推進に資するOT、PT、ST、指導者育成事業	三重県リハビリテーション情報センター人材育成研修事業	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	三重県リハビリテーション情報センター人材育成研修事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
労働環境・処遇の改善	人材育成力の強化	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	知事が必要と認めた額	県内の職能団体	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
労働環境・処遇の改善	勤務環境改善支援	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業(介護ロボット導入支援事業)	知事が必要と認めた額	県内の介護事業所等	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業(介護ロボット導入支援事業)に必要な備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)その他知事が必要と認める経費	4/5	別紙2 別紙3 別紙7 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙9 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
労働環境・処遇の改善	勤務環境改善支援	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業(ICT導入支援事業)	知事が必要と認めた額	県内の介護事業所等	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業(ICT導入支援事業)に必要な使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、その他知事が必要と認める経費	4/5	別紙2 別紙3 別紙8 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙10 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大項目	中項目	小項目	事業名	基準額	事業実施主体	補助対象経費	補助率	申請添付書類	実績添付書類
労働環境・処遇の改善	勤務環境改善支援	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体、介護事業所等	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料
労働環境・処遇の改善	勤務環境改善支援	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	労務・雇用管理に関する訪問相談事業	知事が必要と認めた額	県内の事業者団体、介護事業所等	労務・雇用管理に関する訪問相談事業に必要な賃金、報償費、社会保険料、旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	3/4	別紙1 別紙2 別紙3 歳入歳出予算書 その他参考となる資料	別紙2 別紙6 歳入歳出決算書 支払いを証明する書類 その他参考となる資料

